平成２７年（再イ）第５６９号
大阪府東大阪市若江北町２丁目13番20号
再生債務者　田村美代子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年３月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年３月24日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（再イ）第１２７号
神戸市東灘区深江北町１丁目５番１―402号
再生債務者　太田　隆介
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年３月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年３月24日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２７年（再イ）第７号
島根県大田市波根町2289番地
再生債務者　田中　　悟
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年３月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年３月25日
松江地方裁判所出雲支部民事部

平成２７年（再イ）第８７号
北九州市門司区田野浦１丁目８番33―603号
再生債務者　松村　　勲
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年３月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年３月25日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（再イ）第１１号
福岡県行橋市西宮市５丁目５―12　グレイスヴィラⅡ―202
再生債務者　高橋　秀卓
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年３月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年３月25日
福岡地方裁判所行橋支部再生係

平成２７年（再イ）第１７６号
横浜市瀬谷区宮沢３丁目21番地10
再生債務者　福家　昇二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年３月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年３月25日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（再イ）第２８号
福井県越前市粟田部町第69号13番地９
再生債務者　山口　郁也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年３月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年３月25日　　福井地方裁判所

平成２７年（再イ）第３４号
静岡県浜松市浜北区中瀬738番地の５　ボレアリス・ピクシスⅠ　202
再生債務者　伊藤　俊文
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年３月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年３月25日
静岡地方裁判所浜松支部再生係

平成２７年（再イ）第２１２号
愛知県知多郡武豊町大字東大高字浦之島37番地３　サンシティーシャトーＢ棟205号
再生債務者　渡邊　貴哉
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年３月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年３月24日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（再イ）第２２２号
愛知県春日井市前並町３丁目４番地15　タウニーロイヤル105号
再生債務者　松浦　弘雅
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年３月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年３月24日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（再イ）第１７号
奈良県大和高田市昭和町２番２―502号　朝日プラザノースウイング
再生債務者　サンシャインこと　松本　國弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年３月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年３月24日
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（再ロ）第６号
岡山市中区高島新屋敷224番地１プレステージ高島121
再生債務者　岸本　圭一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年３月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年３月25日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（再イ）第１４号
長崎県長崎市油木町316番地２　セジュールはやせⅢ102
再生債務者　中尾　　都
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年３月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年３月24日
長崎地方裁判所民事部個人再生係

裁決の公告

東京弁護士会が平成27年11月12日に告知した同会所属弁護士早野進子会員（登録番号27698）に対する懲戒処分（退会命令）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成28年３月15日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成28年３月22日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。
平成 28 年 3 月 22 日　　日本弁護士連合会

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、頭骨のみ、推定女性、推定年齢50歳以上、所持品なし
上記の者は、平成26年９月５日、八王子市上恩方町4048番地陣馬街道沿いの道路脇にて発見。死亡日時は死後１年以上経過しているものと推測され、死因は死後変化高度のため不詳。遺体は火葬し、遺骨は保管してあります。心当たりのある方は、本市生活福祉総務課まで申し出てください。
平成 28 年４月７日
東京都　　八王子市長　石森　孝志

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢50歳以上（推定）の男性、身長約160.6㎝～170.3㎝、所持品はメガネ（黒縁）、リュック（黒色）、セカンドバッグ（茶色）、小銭入れ（緑色）、所持金1,515,833円
上記の者は、平成27年４月23日の午後２時20分、中津川市神坂大字袖林808番地１恵那山麓から、南東約5.7km地点に所在の「神坂の風穴」から北東約80m地点において白骨死体で発見された。死亡時期は平成21年８月初旬頃と推定。遺体は身元不明のため、当市で火葬に付し、遺骨は保管していますので、お心当たりの方は、当市健康福祉部障害援護課まで申し出てください。
平成 28 年４月７日
岐阜県　　中津川市長　青山　節児